

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規制に係る放射線審議会からの答申を踏まえた規則等の制定について（案）

令和 2 年 2 月 12 日
原子力規制委員会

1. 概要

令和元年 12 月 4 日の第 46 回原子力規制委員会において、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集の結果を踏まえた改正案をとりまとめ、放射線審議会に諮問することを決定した。

その後、同年 12 月 23 日の放射線審議会の審議を経て、12 月 23 日付で、原子力規制委員会からの諮問は妥当である旨、答申を受けた（別添）。

放射線審議会の答申等^{*}を踏まえ、眼の水晶体の線量限度の変更等に関する以下の規則等の制定をすることとする。

2. 規則等の制定

（1）放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）の関連規則・告示【別紙 1～2】

- ①眼の水晶体の線量限度の変更に伴う改正
- ②核種一覧の表の誤記修正

（2）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の関連告示【別紙 3～6】

- ①眼の水晶体の線量限度の変更に伴う改正
- ②核種一覧の表の誤記修正
- ③原子炉等規制法関連告示の一本化及び形式的な修正等の実施

3. 今後の予定（公布及び施行）

- ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に関する法令類の改正等の公布後、速やかに公布する。
- ・令和 3 年 4 月 1 日に施行する。ただし、核種一覧の表の誤記修正については、公布日に施行する。

^{*}「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の制定及び改正」（令和 2 年 2 月 5 日原子力規制委員会決定）による改正内容（条項ずれ）を反映し、誤記も修正している。別紙 4 及び 5 で赤字で示す。

添付資料

- 別添 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）
- 別紙1 眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則
- 別紙2 眼の水晶体の線量限度の変更のための平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示
- 別紙3 眼の水晶体の線量限度の変更のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係告示を改正する告示 本文
- 別紙4 別紙3による核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正 新旧対照条文
- 別紙5 別紙3による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正 新旧対照条文
- 別紙6 別紙3による平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部改正 新旧対照条文

以上

原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

原子力規制委員会 御中

放射線審議会会長
神谷 研



放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼
の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）

令和元年 12 月 6 日付け原規技発第 1912061 号をもって諮問のあった事項につ
いては、妥当である。

○原子力規制委員会規則第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二十条第二項及び第三項の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(測定) 第二十条 「略」</p> <p>2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。</p> <p>一 外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イによる測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。</p> <p>ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、イ又はロによる測定に加え、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。</p> <p>ニ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位につ</p>	<p>(測定) 第二十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。</p> <p>ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、イ及びロのほか、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

<p>いて三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。</p> <p>ホ 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 法第二十条第三項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕五の二 略</p> <p>五の三 前号の規定は、第五号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。</p> <p>六 〔略〕</p> <p>七 第二号から第五号の三までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>八 〔略〕</p>	<p>ホ 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔一〕五の二 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 第二号から第五号の二までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>八 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○原子力規制委員会告示第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条並びに第二十条第二項及び第四項の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

眼の水晶体の線量限度の変更のための平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示

平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二中「硫酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀」を「硫酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物

以外の化合物並びに「金融銀」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>(等価線量限度)</p> <p>第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量)</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号へに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 規則第二十条第四項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二(同項第五号の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。</p>	<p>(等価線量限度)</p> <p>第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量)</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号ホに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第二十条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○原子力規制委員会告示第 号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第十
七条第八号等の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための平成二年科学技術庁告示第五号（核燃
料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）等の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

眼の水晶体の線量限度の変更のための平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業
所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）等の一部を改正する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の
基準に係る細目等を定める告示） 別表第一

二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号） 別表第二

三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号。以下「線量告示」という。） 別表第三

第二条 次に掲げる告示の規定中「~~銻~~、~~銻~~、~~銻~~、~~銻~~、~~水酸化物及び鉛~~」を「~~銻~~、~~銻~~、~~銻~~、~~銻~~、~~水酸化物及び鉛~~」に改める。

一 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号。以下「船舶炉告示」という。）別表第一

二 線量告示別表第一

第三条 第一条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示（昭和

五十三年科学技术庁告示第九号）及び船舶炉告示は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表第三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表（第一
条関係）

改正後	改正前
<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号、使用施設等の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「使用技術基準規則」という。）第十二条第一号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、実用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「船舶炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号及び核</p>	<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号、使用施設等の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「使用技術基準規則」という。）第十二条第一号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、実用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量</p>

燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量、濃度（使用技術基準規則第二十二條第一号については、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度（原子力船にあつては、当該濃度の七分の六）の十分の一

2 「略」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の第二項第六号、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「試験炉技術基準規則」という。）第十六條第一項、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号、使用技術基準規則第二十四條第一号、加工規則第一条第二項第四号、加工施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「加工技術基準規則」という。）第二十二條第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「再処理技術基準規則」という。）第二十七條第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二條第一項、船舶炉規則第二条第二項第六号、第二種埋設規則第一条の第二項第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「特定第一種廃棄物埋

、濃度（使用技術基準規則第二十二條第一号については、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

- 一 「同上」
- 二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度の十分の一

2 「同上」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の第二項第六号、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「試験炉技術基準規則」という。）第十六條第一項、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号、使用技術基準規則第二十四條第一号、加工規則第一条第二項第四号、加工施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「加工技術基準規則」という。）第二十二條第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「再処理技術基準規則」という。）第二十七條第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二條第一項、第二種埋設規則第一条の第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則」という。）第

設等技術基準規則」という。)第二十条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則(令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「貯蔵技術基準規則」という。)第二十一条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「研開炉技術基準規則」という。)第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号及び第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

「一〇三 略」

2 「略」

(線量当量率等の記録)

第三条 製錬規則第六条第一項の表第二号ロ、試験炉規則第六条第一項の表第四号イ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号イ及びハ、核燃料物質使用規則第三条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号イ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号イ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号イ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号イ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号イ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号イ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号イの線量当量率並びに試験炉規則第六条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ニ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ハ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ及びニの線量当量率は、第十条第一項又は第六項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

2 製錬規則第六条第一項の表第二号ハ、試験炉規則第六条第一項

第二十条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則(令和〇年原子力規制委員会規則第〇号。以下「貯蔵技術基準規則」という。)第二十一条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「研開炉技術基準規則」という。)第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号及び第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

「一〇三 同上」

2 「同上」

(線量当量率等の記録)

第三条 製錬規則第六条第一項の表第二号ロ、試験炉規則第六条第一項の表第四号イ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号イ及びハ、核燃料物質使用規則第三条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号イ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号イ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第三号イ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号イ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号イの線量当量率並びに試験炉規則第六条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ニ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ及びニの線量当量率は、第十条第一項又は第六項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

2 製錬規則第六条第一項の表第二号ハ、試験炉規則第六条第一項

の表第四号ニ及びハ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ニ及びハ、加工規則第七条第一項の表第二号ハ及びホ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ハ、再処理規則第八条第一項の表第二号へ及びチ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ニ及びハ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ニ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ニ及びハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニ及びハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ニ及びハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

「一〇三 略」

3 製錬規則第六条第一項の表第二号ニ及びホ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ホ及びト、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ホ及びト、加工規則第七条第一項の表第二号ニ及びハ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ニ及びホ、再処理規則第八条第一項の表第二号ト及びリ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ホ及びト、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ホ及びハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ホ及びト、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びト、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ホ及びト並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号へ及びチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量及び眼の水晶体の等価線量のそれぞれの合計線量について記録するものとする。

(表面密度限度)

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一号ハ、加工規則第七条の二の九第一号ハ、核原料物

の表第四号ニ及びハ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ニ及びハ、加工規則第七条第一項の表第二号ハ及びホ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ハ、再処理規則第八条第一項の表第二号へ及びチ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ニ及びハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ニ及びハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニ及びハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ニ及びハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

「一〇三 同上」

3 製錬規則第六条第一項の表第二号ニ及びホ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ホ及びト、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ホ及びト、加工規則第七条第一項の表第二号ニ及びハ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ニ及びホ、再処理規則第八条第一項の表第二号ト及びリ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ホ及びト、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ホ及びト、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ホ及びト、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びト、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ホ及びト並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号へ及びチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。

(表面密度限度)

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一号ハ、加工規則第七条の二の九第一号ハ、核原料物

質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、船舶炉規則第二十条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次の表のとおりとする。

「表 略」

（放射線業務従事者等の線量限度）

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号。以下「外廃棄規則」という。）第二条第一項**第八号**、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）**第十七条**第八号、船舶炉規則第二十一条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一・二 略」

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八

質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次の表のとおりとする。

「表 同上」

（放射線業務従事者の線量限度）

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一・二 同上」

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を製錬事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「法」という。）第

に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物質使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物質を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物質使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 「略」

2 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第七十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九号第一項第一号、外廃棄規則第二条第一項第八号、外運搬規則第十七条第八号、船舶炉規則第二十一条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四号第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四号第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量

十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）、加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）、試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。）、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）、再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）、廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）、使用者（法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物質使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物質を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物質使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 「同上」

2 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第七十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九号第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四号第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四号第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、第三条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト

〔二・三 略〕

(放射線業務従事者に係る濃度限度)

第六条 試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第一項第二号、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、船舶炉規則第二十一条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次の各号の濃度(原子力船にあつては、当該濃度の七分の六)とする。

〔一〇五 略〕

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、外運搬規則第二十六条第二項、船舶炉規則第二十一条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2
〔略〕

一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

〔二・三 同上〕

(放射線業務従事者に係る濃度限度)

第六条 試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第一項第二号、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2
〔同上〕

- 一 「略」
- 二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号に定める検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 略」

3|| 第一項の規定にかかわらず、次のいずれかの事象が発生した場合の外運搬規則第二十六条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

- 一 原子力災害対策特別措置法施行令第四条第四項第四号に定める放射線量又は同令第六条第三項第三号の区分により同号に定める放射線量が検出されたこと。
- 二 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成二十四年

文部科学省

経済産業省令第二号）第三条又は第四条の事象
国土交通省

4||

試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、外運搬規則第二十六条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、第二項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

第八条（周辺監視区域外の濃度限度等）

試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験炉技術基準規

- 一 「同上」
- 二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 同上」

「項を加える。」

3||

試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

第八条（周辺監視区域外の濃度限度等）

試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験炉技術基準規

則第三十五条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の十二第四号及び第七号、使用技術基準規則第二十二條第一号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工技術基準規則第二十條第一号、核原料物質使用規則第二條第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十條第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九條第一項第一号、船舶炉規則第二十七條第四号及び第七号、第二種埋設規則第十九條第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三條第四号及び第六号、特定第一種廢棄物埋設等技術基準規則第十八條第一項第一号、貯藏規則第三十五條第四号及び第六号、貯藏技術基準規則第十九條第一号、研開炉規則第八十五條第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八條第一号並びに第一種埋設規則第六十一條第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（使用技術基準規則第二十二條第一号については、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間について次のとおりとする。

「一〇六 略」

「二〇四 略」

（放射線業務従事者の線量の報告）

第九條 製鍊規則第十二條第一項、試験炉規則第十八條第一項、核燃料物質使用規則第七條第一項、加工規則第十條第一項、再処理規則第二十一條第一項、実用炉規則百三十六條第一項、船舶炉規則第三十七條第一項、第二種埋設規則第二十七條第一項、廢棄物管理規則第四十條第一項、貯藏規則第四十八條第一項、研開炉規則百三十一條第一項及び第一種埋設規則第九十一條第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

（外部放射線に係る線量等の算定）

第十條 第一條第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実

則第三十五条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の十二第四号及び第七号、使用技術基準規則第二十二條第一号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工技術基準規則第二十條第一号、核原料物質使用規則第二條第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十條第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九條第一項第一号、第二種埋設規則第十九條第四号及び第六号、廢棄物管理規則第三十三條第四号及び第六号、特定第一種廢棄物埋設等技術基準規則第十八條第一項第一号、貯藏規則第三十五條第四号及び第六号、貯藏技術基準規則第十九條第一号、研開炉規則第八十五條第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八條第一号並びに第一種埋設規則第六十一條第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（使用技術基準規則第二十二條第一号については、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間について平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

「二〇四 同上」

（放射線業務従事者の線量の報告）

第九條 製鍊規則第十二條第一項、試験炉規則第十八條第一項、核燃料物質使用規則第七條第一項、加工規則第十條第一項、再処理規則第二十一條第一項、実用炉規則百三十六條第一項、第二種埋設規則第二十七條第一項、廢棄物管理規則第四十條第一項、貯藏規則第四十八條第一項、研開炉規則百三十一條第一項及び第一種埋設規則第九十一條第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

（外部放射線に係る線量等の算定）

第十條 第一條第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実

効線量とする。この場合において、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、外廃棄規則第二号第一項第八号、外運搬規則第十七号第八号、再処理技術基準規則第二十一条第一号、特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則第十六号第一項第一号及び貯蔵技術基準規則第十八号第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率として、及び第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに試験炉技術基準規則第三十一条第三号、使用技術基準規則第二十条第三号、加工技術基準規則第十九号第三号、再処理技術基準規則第二十一条第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則第十六号第一項第四号及び第五号並びに貯蔵技術基準規則第十八号第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量として、それぞれ算定する。

2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和として算定する。

一 「略」

二 内部被ばくによる実効線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあつては、それぞれの種類ごとに算出したものの和）とすること。

3 等価線量の算定については、次のとおりとする。

一 「略」

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。

三 「略」

4 核燃料物質使用規則第二条の十一の六第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、第二項第二号の規定により算出したものとする。

効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、再処理技術基準規則第二十一条第一号、特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則第十六号第一項第一号及び貯蔵技術基準規則第十八号第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに試験炉技術基準規則第三十一条第三号、使用技術基準規則第二十条第三号、加工技術基準規則第十九号第三号、再処理技術基準規則第二十一条第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則第十六号第一項第四号及び第五号並びに貯蔵技術基準規則第十八号第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。

2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

一 「同上」

二 内部被ばくによる実効線量は、第四項の規定により算出したものとする。

3 等価線量は、次のとおりとする。

一 「同上」

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。

三 「同上」

4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第二条の十一の六第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、別表

<p>5 実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>6 線量当量及び線量当量率、実効線量並びに等価線量については、原子力規制委員会が認めた場合は、第一項から第四項までの規定にかかわらず、他の方法により算定することができる。</p>	<p>第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場 合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に 摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又 は経口摂取した場合にあつては、それぞれの種類ごとに算出した ものの和とする。）とする。</p> <p>5 第二項の実効線量又は第三項の等価線量の算定に当たっては、 診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定については、原子力規制委員会が 認めた場合に、他の方法により算定することを妨げるものではな い。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部
改正に関する表(第一条関係)

改正後	改正前
<p>(線量当量率等の記録)</p> <p>第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「規則」という。)</p> <p>(第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第五項の規定により算定されたものについて記録するものとする。)</p> <p>2 規則第三条第一項の表第五号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。</p> <p>一 一年間の線量及び緊急作業に従事した期間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量及び眼の水晶体の等価線量のそれぞれの合計線量について記録するものとする。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、第一条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(放射線業務従事者に係る濃度限度)</p> <p>第六条 規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度</p>	<p>(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率等の記録)</p> <p>第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「規則」という。)</p> <p>(第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第六項の規定により算出されたものについて記録するものとする。)</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 一年間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(放射線業務従事者に係る濃度限度)</p> <p>第六条 規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度</p>

限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。
「一〇五 略」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事象が発生した場合の規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一 「略」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号に定める検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 略」

3 規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項各号に掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外等の濃度限度)

第八条 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。

「一〇六 略」

2 線量告示第二条第二項の場合において、前項の規定は適用しない。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第九条 第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線

限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。
「一〇五 同上」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号又は第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 同上」

3 規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外等の濃度限度)

第八条 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

2 前項の規定は、線量告示第二条第二項の規定に基づき原子力規制委員会が認めた場合には適用しない。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第九条 第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>量当量率は一センチメートル線量当量率として、それぞれ算定する。</p> <p>2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和として算定する。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 内部被ばくによる実効線量は、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和）とすること。</p> <p>3 等価線量の算定については、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。</p> <p>三 「略」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>4 実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>5 線量当量及び線量当量率、実効線量並びに等価線量については、原子力規制委員会が認めた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、他の方法により算定することができる。</p>
	<p>量当量率は一センチメートル線量当量率とする。</p> <p>2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 内部被ばくによる実効線量は、第四項の規定により算出したものとすること。</p> <p>3 等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 「同上」</p> <p>4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量は、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。</p> <p>5 第二項の実効線量又は第三項の等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定については、原子力規制委員会が認めた場合に、他の方法により算定することを妨げるものではない。</p>

別表第一 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部改正に関する表（第一条関係）

改 正 後

改 正 前

第三十八条 削除

（放射線業務従事者に係る線量限度）
第三十八条 規則第十七条第八号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

- 一 五年間（平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）につき百ミリシーベルト
- 二 一年間（四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。）につき五十ミリシーベルト
- 三 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を法

第五十八条第一項に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者に書面で申し出た者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

2 規則第十七条第八号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

- 一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト
- 二 皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 妊娠中である女子の腹部表面については、本人の申出等により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につきミリシーベルト

（実効線量等の算定）

第三十九条 前条の実効線量は、一センチメートル線量当量とする

第三十九条 削除

2 前条の等価線量は、次のとおりとする。

「条を削る。」

- 一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とするこ
と。
- 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七
十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。
- 三 第三十八条第二項第三号に規定する女子の腹部表面の等価線
量は、一センチメートル線量当量とすること。
- 3 前条の実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受け
るための被ばくを除くものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定については、原子力規制委員会が認め
た場合に他の方法により算定することを妨げるものではない。

(緊急作業に係る線量限度)

第四十二条 規則第二十六条第二項の原子力規制委員会の定める線
量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等
価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について
一シーベルトとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、原子力災害対策特別措置法施行令（
平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第四号若しくは第六
条第三項第三号の区分により同号に定める放射線量が検出された
こと又は原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が
通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成二十四
年文部科学省経済産業省令第二号）第三条若しくは第四条の事象が発生した
国土交通省
場合の規則第二十六条第二項の原子力規制委員会の定める線量限
度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の
等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量につい
て一シーベルトとする。
- 3 規則第二十六条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合
は、前項に掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。